

リース契約書

賃借人岡山市（以下「甲」という。）と賃貸人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項及び仕様書により、契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行する。

なお、この契約は岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年市条例第78号）に基づく長期継続契約である。

- 1 件 名 公用自動車リース契約（令和7年度その1）
- 2 契約期間 契約締結日から令和16年1月31日まで
- 3 リース期間 別紙「リース車両内訳表」に記載のとおり
- 4 リース車両 別紙「リース車両内訳表」に記載の車両
- 5 リース料 総額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 6 メンテナンス内容
 - (1) 定期点検（新車1ヶ月点検及び6か月毎）
 - (2) 法定点検
 - (3) 車検整備
 - (4) 故障修理
 - (5) タイヤ、バッテリー交換（必要に応じて。パンク修理含む。）
 - (6) オイル交換（自動車メーカー交換基準による）
 - (7) 消耗品交換及び補充
 - (8) その他安全走行に必要な点検・修理
 - (9) 代車（車検整備、故障修理時等整備に48時間以上要する時）
- 7 支払方法 月額のリース料を毎月払い（履行後翌月払）
- 8 契約保証金 この契約に係る契約保証の種類は次のうち、 とする。
①契約保証金の納付 ②銀行等の金融機関の保証 ③履行保証保険による保証

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

賃借人 （甲） 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大 森 雅 夫

賃貸人 （乙）

(総則)

第1条 乙は、次条以下及び仕様書に定めるところにより、甲に頭書第4項に規定する自動車（以下「自動車」という。）をリース（貸渡）し、甲はこれを借り受けるものとする。

2 この契約書に定める催告、申請、請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(契約保証)

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(本項及び第5項において「保証の額」という。)は、委託料額の100分の10以上としなければならない。

3 乙が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第26条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 委託料額に1割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(契約保証金の返還)

第3条 甲は、契約履行の完了確認後又は第20条第6号、第8号若しくは第11号、第22条、第23条若しくは第24条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を返還するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 甲は、乙の承諾がなければ、この契約によって生ずる賃借権を譲渡し、又は自動車を転貸してはならない。

2 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 乙は、使用の目的物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

(リース期間等)

第5条 リース期間及びリース料は、頭書第3項及び第5項に定めるところとする。

(監督)

第6条 甲は、リースの履行について、乙を指示監督するものとする。

2 甲は、前項の指示監督を関係職員（以下「監督員」という。）に行わせることができる。

3 監督員は、リースの的確な履行を確保するため、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）の規定により処理すべきもののほか、契約書及び仕様書等で定められた事項の範囲内において、次の職務を行うものとする。

(1) 契約の履行についての乙に対する指示、承諾又は協議

- (2) 仕様書等に基づくリースの履行のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
- (3) 仕様書等に基づく工程の管理、立会い並びにリースの履行の状況の把握及び検査
- (4) その他リースの履行上必要な事項

4 甲は、第2項の規定により監督員をおいたときは、当該監督員の職名及び氏名を、乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

(自動車の納入等)

第7条 乙は、自動車をリース期間の開始日から甲の使用に供しなければならない。

2 甲は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、この履行状況を監督させることができる。

3 この自動車を納入する上で必要な費用は、乙の負担とする。

4 甲は、乙から自動車の納入を受けた後、リース期間の開始日までにこれを検査し、自動車が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）でないことを確認しなければならない。この場合において、自動車の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全等があったときは、甲は、乙に物件の修補を請求することができる。

5 物件の引渡は、前項に規定する検査において、合格したときに完了する。

(検査)

第8条 甲は、毎月のリースが完了したときは、完了日から起算して10日以内に、リースの履行の状況を確認するための検査を行わなければならない。

(リース料の支払)

第9条 乙は、前条の検査に合格したときは、リース料の支払いを請求することができる。

2 前項に規定するリース料は、リース開始時に甲乙の協議により作成する別紙「月別支出予定表」に記載の金額とする。

3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内にリース料を支払わなければならない。

4 リース期間の開始日及び満了日が月の途中である場合及び月の途中で契約を解除する場合等、当該月に1日以上リースしているときは、乙は、当該月分のリース料全額の支払いを請求することができる。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された物件が契約不適合であるときは、リース期間の開始日から1年間、乙に対して、その物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて賃借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに賃借料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(所有権等の表示)

第11条 乙は自動車内に所有権等の権限を明示する表示をしなければならない。

- 2 乙は前項の規定による表示に連絡先並びに整備工場名及びその連絡先をあわせて表示しなければならない。

(自動車の使用及び管理)

第12条 甲は、自動車を常に安全で良好な状態に保つよう法令等に従い自動車の日常の点検を行い、安全運転に努めるとともに、自動車を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 甲は、自動車を納入場所において保管するものとし、乙の書面による事前の承諾を得なければ、その変更を行ってはならない。

- 3 甲は、乙が自動車の保管、使用状況を調査するため、保管場所への立入り又は説明、資料の提出等を求めたときは、これに応じなければならない。

- 4 甲は、乙が自動車の確認を求めたときは、自動車の所在を明らかにし、乙に自動車を確認させなければならない。

(自動車の改造及び改装)

第13条 甲は、自動車の改造、他の物件の取り付け、その他自動車の規格、性能等の変更を行おうとするときは、あらかじめ乙の承諾を得ることとし、この変更に係る費用は甲が負担するものとする。

(費用負担)

第14条 乙は、自動車のリース期間中の車両登録費用、自動車取得税、軽自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、登録抹消費用、車体表示抹消費用、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）」（以下「自動車リサイクル法」という。）に定める費用及び頭書第6項に記載のメンテナンス費用について、負担するものとする。

(自動車のメンテナンス)

第15条 乙は、毎年度初めに当該年度の点検・整備計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲の自動車の使用に支障が生じないように、乙は、整備工場に自動車を搬入し、頭書第6項に記載のメンテナンスを万全の体制で実施しなければならない。

- 3 前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、メンテナンスに要した一切の費用は甲が負担するものとする。

- (1) 甲が、乙の承諾を得ず、若しくは乙の指示に反して頭書第6項記載のメンテナンスを第三者に委託し、又は自ら行った場合

- (2) 甲の重大な過失、契約違反に起因する修理の場合

- (3) 天災地変、その他不可抗力に起因する修理の場合

- (4) 法令、法令の改廃及びこれに基づく官公庁の指示、指導等に起因する修理、改造、部品の取付けの場合

- 4 乙は点検、整備完了後は、その内容を記録し当該自動車内に保管するとともに、結果報告書を別途指定する方法により速やかに甲に提出するものとする。

- 5 自動車の故障等甲の使用に支障が生じる場合は、乙は開庁日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く日）については万全な体制で迅速に誠意をもって対応しなければならない。

(事故処理)

第16条 甲は、自動車が事故が発生したときは、法令に定められた処置を取るとともに、次に掲げる処理を行わなければならない。

- (1) 速やかに事故報告書を乙に提出すること。
- (2) 自動車が損傷した場合は、速やかに甲の負担により修理すること。
(代車の提供)

第17条 甲は自動車が次に掲げる事由により48時間以上使用できない場合は、乙に対して代車の提供を請求できるものとする。

- (1) 定期点検、法定点検、車検整備を受けるとき。
- (2) 故障修理を受けるとき。
- (3) 自動車製造会社の要請により特別の修理を受けるとき。

2 甲は、代車が本契約の目的たる自動車と同車種、同条件と限らないことを承諾するものとする。
(自動車の滅失等)

第18条 自動車がリース期間満了前に事故等による修理不能、所在不明又は滅失の状態になったと甲乙協議の上判断したときは、合意書の作成をもって、当該自動車の契約は終了するものとし、甲は、当該自動車のリース期間満了までの残リース料金と乙が定めるリース期間満了時残存価格の合計額から乙が負担する費用のうち未発生分相当額を差し引いた額を損害賠償金として支払わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 引渡期日までに物件を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行に当たり甲の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (3) 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法令、岡山市契約規則又はこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃借料債権を譲渡したとき。
- (7) 第23条又は第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。

(9) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(10) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(11) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第22条 この契約は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。

2 甲は、第19条又は第20条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定める。

（乙の催告による解除権）

第23条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除されたときは、乙に対し、残リース料全額およびその他甲が乙に対して負担する一切の債務を直ちに支払い、かつ自動車を返還しなければならない。
- 3 前項の規定に基づき甲が乙に自動車を返還した場合、乙は、自動車の処分手取額（いずれも返還、処分等に要する費用を控除後の残額）から乙の定めるリース期間満了時残存価額を控除した差額を甲に返還する。

（乙の催告によらない解除権）

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容を変更したため、賃貸借期間の開始日から満了日までの賃借料の総額（以下「賃借料の総額」という。）が3分の1以下に減少したとき。
- (2) 契約の履行の中止期間が賃貸借期間の2分の1を超えたとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 引渡期日までに物件を納入することができないとき。
- (2) 引き渡された物件に契約不適合があるとき。
- (3) 第19条又は第20条の規定により、賃貸借期間終了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、賃借料の総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 第19条又は第20条（第11号を除く。）の規定により賃貸借期間終了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 賃貸借期間終了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、賃借料の総額から履行済部分に相応する賃借料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

6 甲は、第2項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。

7 第2項の場合（第20条第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（乙の損害賠償請求等）

第27条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第9条第3項の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第28条 甲は、引き渡された物件に関し、第7条第5項の規定による引渡しの日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、賃借料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 甲は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された物件の契約不適合が甲の指示により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（契約解除の通知）

第29条 契約を解除するときは、書面により速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。

（返還自動車の評価）

第30条 第23条又は第24条の規定により乙が返還を受けた自動車は、財団法人日本自動車査定協会による査定またはその他公正な方法によって評価するものとし、査定料等自動車の評価に要する費用は甲が負担するものとする。

(自動車の返還)

第31条 乙は、リース期間が満了し再リースを行わない場合等には、リースが終了した自動車を速やかに引き取るものとし、これに要する費用は乙の負担とする。ただし、第22条第1項又は第2項の規定により契約が解除され、自動車を引き取る場合に要する費用は、甲に請求することができる。

2 乙は、前項の規定により自動車を引き取ったときは、速やかに仕様書により添付を指示した車体表示を除去しなければならない。

(自動車の損傷分の賠償)

第32条 甲は、自動車返還のときに通常の使用による損耗及び第13条の規定により乙が承諾したものを除き、自動車に損害が生じている場合には、乙に対してその損害を賠償しなければならない。

(支払遅延の場合の処置)

第33条 甲が、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した場合には、乙は自動車の返還を請求することができる。

(リース料の改訂、費用の精算)

第34条 リース期間中、下記の事由が発生したときは、甲及び乙は、その一方からリース料の改訂を請求されても異議を申し立てることはできない。

- (1) 消費税、地方消費税、軽自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料または自動車リサイクル法に定める費用の変更があったとき。
- (2) 法令により自動車の安全、公害等特別対策で自動車の仕様が変更になったとき。

(重要事項通知義務)

第35条 甲は、自動車盗難、損傷等が発生したときは、速やかに乙に通知しなければならない。

2 甲又は乙は、住所、商号、代表者の変更又は事業内容、経営組織に重大な変更があったときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(協力事項)

第36条 乙は、車種(車名やグレード等)、登録番号、リース期間、走行距離等の自動車に関するデータベースを作成し、そのデータを甲の必要に応じて甲の指定する方法で甲に提供しなければならない。

2 乙は、甲の自動車運行管理業務全般に関し、甲に支援を行わなければならない。

3 乙は、甲が実施する事故防止のための講習会、研修会等に対して支援を行わなければならない。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第37条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、この契約によるリース料額の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、

刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。

3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。

（秘密の保持）

第38条 乙は、この契約上知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（管轄裁判所）

第39条 この契約におけるすべての紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第40条 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（一部委任又は下請負の通知）

第41条 乙は、業務の一部を委任し、又は下請負するときは、相手方の名称その他甲が必要と認める事項をあらかじめ甲に対して通知しなければならない。

（指名停止期間中の者等の下請負等の禁止）

第42条 乙は、業務の全部又は一部を甲から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（その他）

第43条 乙は、この契約に定める事項のほか、岡山市契約規則及び関係法令を遵守するものとする。

2 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙双方協議して定めるものとする。